

○長門市全国大会等出場に対する激励費交付要綱

(平成 31 年 1 月 4 日要綱第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市における文化芸術及びスポーツの振興並びに技能技術の向上を図るため、全国大会等に出場する個人又は団体に対する激励費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 激励費を交付する対象者は、市内に住所を有する者若しくは市内の学校に通学する者又はこれらの者により構成される団体で、市を含む地域を対象とする予選会又は選考会を経て、国、県又は市を代表して出場資格を得たものとする。ただし、同一の大会出場につき他の市町から助成金の交付を受けた者は対象としない。

(対象の大会)

第 3 条 激励費交付の対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当する大会であって、第 1 条記載の趣旨に照らし激励費を交付することが適当であると市長が認めた大会とする。

- (1) 国際大会又は全国大会
- (2) 国等が主催若しくは共催する大会
- (3) 市長が特に認める大会

(激励費の額)

第 4 条 激励費の額は、別表のとおりとする。

(激励費の交付申請)

第 5 条 激励費の交付を受けようとする者又は団体(以下「申請者」という。)は、大会出場決定後速やかに激励費交付申請書(別記様式)を市長に提出するものとする。

2 前項の交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 大会要項及び参加申込書の写し(出場者等が記入されたものをいう。)
- (2) その他、市長が必要と認めたもの

(激励費の決定通知)

第 6 条 市長は、激励費の交付を決定したときは、直ちに申請者に通知をするものとする。

(激励費の変更)

第7条 申請者は、激励費受領後において申請内容に変更が生じたときは、その内容を市長に報告し、市長の指示を受けなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

激励費交付金額	
世界大会	
出場者1人につき(国外で開催)	30,000円
出場者1人につき(国内で開催)	20,000円
アジア大会	
出場者1人につき(国外で開催)	20,000円
出場者1人につき(国内で開催)	10,000円
全国大会等	
個人での出場者に対しては(1人につき)	10,000円
団体での出場に対しては次の表のとおり	
2人まで	20,000円
3人～4人	30,000円
5人～6人	40,000円
7人～8人	50,000円
9人～10人	60,000円
11人～12人	70,000円
13人～14人	80,000円
15人～16人	90,000円
17人～18人	100,000円
19人～20人	110,000円
21人以上	120,000円
小学生以下	
個人出場1人につき	5,000円
団体出場については上記表の2分の1の額	
備考	
1 出場者(責任教師、監督及びコーチを除く。)は、各大会の大会要綱による登録人員とする。	

- 2 全国大会が県内で開催される場合は、上記表の 2 分の 1 の額とする。ただし、小学生以下の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 個人出場 1 人につき 3,000 円
- (2) 団体出場については上記表の 4 分の 1 の額（この場合において、1,000 円未満は四捨五入する。）
- 3 同一大会に個人及び団体の両部門に出場する場合は、団体扱いとする。
- 4 団体人数は、市内に住所（学生については学校所在地を住所とみなす。）を有する者でもって積算する。

別記様式(第 5 条関係)

激励費交付申請書

[別紙参照]